

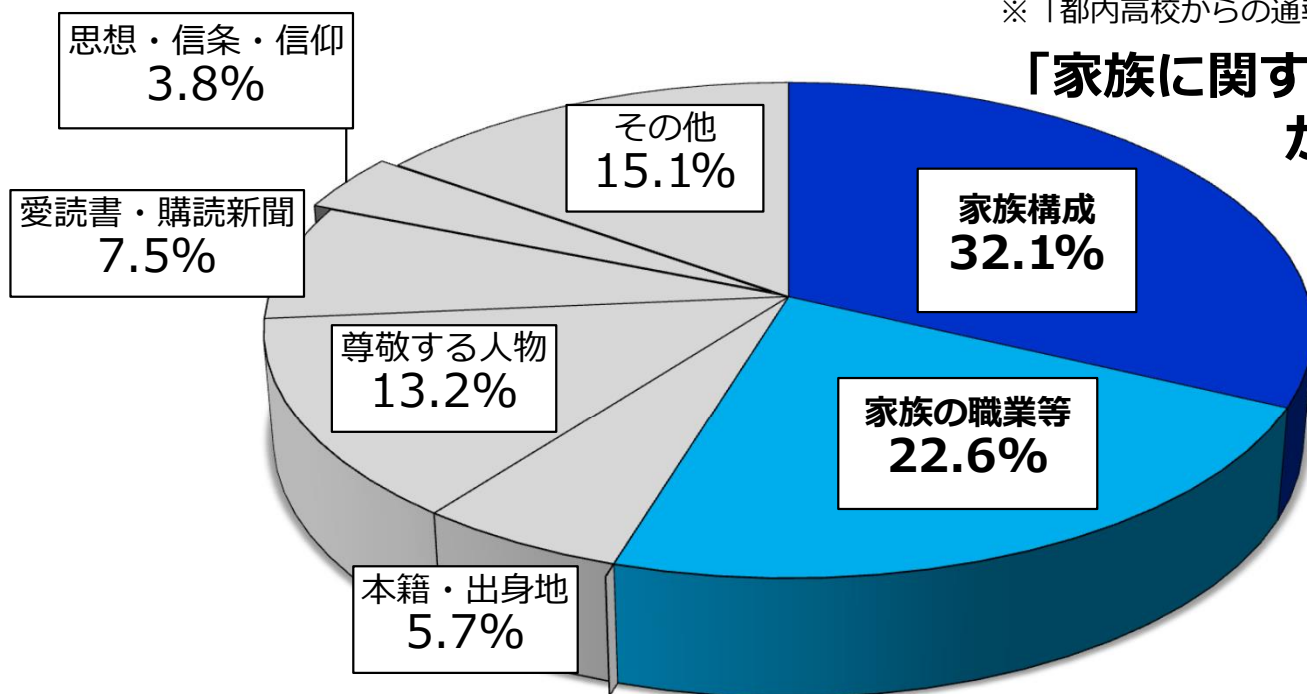
STOP! 違反質問!

応募者の適性・能力に関係のない質問は違反です!

【都内高校生（令和8年3月卒業）の採用面接における不適正質問】

※「都内高校からの通報事案」より

「家族に関すること」
が約55%



※都内高校では、採用試験受験後、生徒に試験内容を聞き取り、不適正と疑われる事象があった場合、東京都を通じて東京労働局（ハローワーク）に通報する取り組みをしています。

違反質問をしない「公正な採用選考システムの確立」をお願いいたします

面接での不適正質問（違反質問）以外にも、高校生の求人活動ルールに反するケース（定められた統一応募用紙以外の社用紙の使用、独自様式の求人票の送付、職場見学時の選考類似行為等）、合理性のない健康診断の実施など、多数の事案が通報されています。**特に、最近は採用内定後に「就職承諾書」以外の書類の提出を求められたケースが増えております。**

職業安定法第5条の5により「求職者の個人情報の取扱い」を規定しています

公共職業安定所、特定地方公共団体、職業紹介事業者及び求人者、労働者の募集を行う者及び募集受託者、特定募集情報等提供事業者並びに労働者供給事業者及び労働者供給を受けようとする者（中略）は、それぞれ、その業務に関し、求職者、労働者になろうとする者又は供給される労働者の個人情報（以下この条において「求職者等の個人情報」という。）を収集し、保管し、又は使用するに当たっては、その業務の目的の達成に必要な範囲内で、厚生労働省令で定めるところにより、当該目的を明らかにして求職者等の個人情報を収集し、並びに当該収集の目的の範囲内でこれを保管し、及び使用しなければならない。（以下略）

採用選考に必要な個人情報（適性・能力以外）を収集することは職業安定法に違反します

改善命令や罰則（6カ月以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金）が適用される場合があります。

公正採用選考に関するお問い合わせ

ハローワーク府中 事業所部門 ☎042-336-8650

（大学等卒業予定者の採用選考に関するお問い合わせ）

東京新卒応援ハローワーク ☎03-5339-8609



採用選考時に配慮すべき事項

～就職差別につながるおそれがある14事項～

次の①～⑪の事項について、応募用紙（エントリーシートを含む）に記載させる、面接時において尋ねる、作文を課すなどによって把握することや、⑫～⑭の事項を実施することは、就職差別につながるおそれがあります。

本人に責任のない事項の把握

- ① 本籍・出生地に関する事
- ② 家族に関する事（職業・続柄・健康・病歴・地位・学歴・収入・資産など）
- ③ 住宅状況に関する事（間取り・部屋数・住宅の種類・近隣の施設など）
- ④ 生活環境・家庭環境などに関する事

本来自由であるべき事項（思想・信条にかかわること）の把握

- ⑤ 宗教に関する事
- ⑥ 支持政党に関する事
- ⑦ 人生観・生活信条などに関する事
- ⑧ 尊敬する人物に関する事
- ⑨ 思想に関する事
- ⑩ 労働組合（加入状況や活動歴など）、学生運動などの社会運動に関する事
- ⑪ 購読新聞・雑誌・愛読書などに関する事

採用選考の方法

- ⑫ 身元調査などの実施
- ⑬ 本人の適性・能力に関係ない事項を含んだ応募書類（社用紙）の使用
- ⑭ 合理的・客観的に必要性が認められない採用選考時の健康診断の実施

▶東京労働局ホームページ「公正な採用選考を行うために」

* 新規学校卒業者の採用選考や公正採用選考人権啓発推進員制度などについて、幅広く掲載しています。

【URL】https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/shokugyou_shoukai/saiyou.html



▶厚生労働省ホームページ「公正な採用選考を目指して」

* 公正採用選考に関するQ&Aや解説動画などをわかりやすく掲載しています。

【URL】<https://kouseisaiyou.mhlw.go.jp/>

